

特定非営利活動法人実践的糖尿病教育研究会 会員規約

第1条 目的

本規約は、特定非営利活動法人実践的糖尿病教育研究会(以下本会という)の運営活動に際して、本会の目的を遂行するために会員の入会方法や活動を規定することを目的とする。

第2条 会員の種別

会員は、定款第2章第6条の定めに従い、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員の資格を有する。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 医療関係者会員 本会の目的に賛同して入会した医療関係者個人及び団体
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

第3条 入会

会員は定款第2章第7条の定めに従い、本会の活動を一般に広め、その目的を達成するため会員の入会についての条件は特に定めない。会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

第4条 入会金及び会費

会員は、定款第2章第8条の定めに従い、入会に際しては入会金及び会費を、その後は毎年度会費を納入するものとする。入会金及び会費は次に掲げる額とする。なお、入会金及び会費は、社員総会の議決をもって変更することがあり、本会はそれを本会ホームページ上で告知し、会員は次年度から変更後の会費を納入するものとする。

(1) 入会金

一般会員	(個人、団体)	0円
医療関係者会員	(個人、団体)	0円
賛助会員	(個人、団体)	0円

(2) 会費

一般会員	(個人、団体)	2000円
医療関係者会員	(個人、団体)	2000円
賛助会員	(個人、団体)	1口 100,000円(1口以上)

第5条 会員の資格の喪失

会員は、定款第2章第9条の定めに従い、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第6条 退会

会員は、定款第2章第10条の定めに従い、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第7条 除名

会員は、定款第2章第11条の定めに従い、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名されることがある。この場合、その会員は、議決の前に弁明の機会を与えられるものとする。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第8条 メールニュースの配信

会員は、定期的に発行されるメールニュースの配信サービスを受けることができる。

第9条 メーリングリストへの参加

会員は、会員相互の交流や情報交換を目的としたメーリングリストへ参加することができる。

第10条 親睦会、研究会

会員は会員の親睦交流、並びに相互啓発を目的とした親睦会、研究会、研修会等に優先的に参加できる。

第11条 本会会員名称の利用

会員は、本会および会員の名称を名刺等の肩書きや略歴に使用することができる。

第12条 規約の改定

本規約の改定は、理事会の議決をもって行えるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成23年7月1日より施行する。